



YELL・Spirits

2011年8月号

エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com



- 代表より ● 雇用促進税制 ● 使用電力の抑制にともなう事業活動縮小時の雇用調整助成金
- 雇用調整助成金の変更点について ● スタッフコラム ● 夏季休業のお知らせ

鎌倉です。毎日、暑いですね！

週末、自宅で子供用ビニールプールに水を入れていると、近所の子供たちが、「プールに入ってもいい？」と次々に遊びにきました。平日の我が家は皆、不在で静かなものですが、この日は気付くとなんと子供15人に！

あまりに大騒ぎなので、一つだけ「大きい子は小さい子に優しくすること」という約束を作ってやると、「浮き輪は順番だよ」「水中メガネもね」「小さい子の顔には水をバチャバチャしないんだよ」など、徐々に大きい子を中心に子供なりにルールができ、秩序が芽生え始めました。

「おなまえは？」「何才？」などとやりとりしてどんどん関わっていく姿、また顔に水がかかるのもイヤだった娘が、「こうするとできるよ！」と友達に教わったり、他の子を真似して泳ごうとしているのを見ると、子供たちはヒトとして大切なことはもうかなり学んでいるんだなあと改めて気付かされました。

そして大人が場を設け、少しのルールがあるだけで(何かを教えるのではなく)、エネルギー溢れる子供たちはどんどん自分の力で学んでいけるのですね。

これを自社に置き換えてみると・・・活躍の場があること、少し先のお手本と競える仲間がいること、最低限のルール、そしてきっかけになる火を点すこと、そうすれば教えられるのを待つのではなく自力で成長していける・・・

プールで遊ぶ子供たちを見ながらそんなことを思った夏の一日でした。



● 助成金活用セミナー

の雇用助成金

般、東日本大震災が起ると、特に雇用調整助成金の適用度
 面)などの理由により、知識のある会社だけが上手に利
 は会員企業の経営の安定という観点から、ビルメンで働い
 おと7月7日、ビルメン会館で「ビルメン」業での「主な
 会保険労務士の鎌倉珠美氏(社会保険労務士法人エール代
 助成金10種を紹介する。

金活用の第一歩。
 (申請書のタイムズへ申
 請期限を過ぎず)し
 」。多くの企業が助成金をも
 者数からえない大きな理由に「手
 れば、遅れが笑われる。助成

鎌倉 珠美氏

【セミナー・新聞掲載のご案内】

7月7日、弊社代表の鎌倉が公益社団法人東京ビルメンテナンス協会の「2011 年度最新助成金活用セミナー」の講師を務めさせていただきました。参加企業様からは質問も多く、助成金への関心の高さがうかがえました。業界紙「日本ビル新聞」(23.7.18)にも大きく取り上げられました。

New!

雇用増加数一人あたり20万円が税額控除となる雇用促進税制

23年度の税制改正で雇用促進税制がスタートしました(対象:平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度)。

ハローワークでは、雇用促進税制の適用を受けるために必要な「雇用促進計画」提出の受付を8月1日から開始します。減税というよりも、どちらかという雇用助成金に近い意味合いをもっている本制度をご紹介します。

◆◆制度の対象となる事業主の要件◆◆

- ① **青色申告書**を提出する事業主であること
- ② 適用年度とその前事業年度に、**事業主都合による離職者がいない**こと
- ③ 適用年度に雇用保険一般被保険者の数を**2人以上**(大企業の場合は5人以上)、かつ、雇用増加割合(注1)を**10%以上増加**させていること
- ④ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額(注2)以上であること

注1)雇用増加割合

(適用年度の雇用保険被保険者増加数) ÷ (前事業年度末日の雇用保険被保険者総数)

注2)比較給与等支給額

前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

◆◆どれくらいの控除が受けられるのか◆◆

雇用増加数**1人あたり20万円**の税額控除が受けられます。

※ 但し、限度額は当期の法人税額の20%(大企業は10%)



なお、この制度における中小企業とは「資本金1億円以下」又は「従業員数が1,000人以下」の企業を指します。人員数を2名(大企業においては5名)増やし、かつ雇用増加割合を10%増加させるという要件を満たすのは難しい場合も想定されますが、積極的に採用を考えている企業様は「雇用促進計画」を出しておくことをお勧めします。

注意事項としては、①雇用した人員を雇用保険に加入させなければ増員したと見なされない ②他社から社員が異動してきた場合(吸収・合併など)は雇用増とみなされない といったことがあげられます。次のページで、具体的な事務手続きの流れに触れていきます。

エールでは、雇用促進税制や雇用に関する助成金や採用のご相談を承っております。

ご不明点などございましたら、ご連絡下さい。

◆◇事務手続きの流れ◆◇

事業年度開始

2ヶ月以内に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出

◆必要書類◆

- ・「雇用促進計画-1」
- ・「雇用促進計画-2」
- ・主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類
例)雇用保険適用事業所設置届 etc.

事業年度中

求人採用

採用人数は2人以上かつ10%以上増加することが必要です。
採用はハローワーク紹介かどうかは問いません。

事業年度終了

2ヶ月以内に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求める

◆必要書類

- ・計画開始時に受付印が押された「雇用促進計画-1」に達成状況(雇用増加数など)を追記したもの
 - ・返信用封筒
- ※計画期間中に事業所を廃止した場合や、分割・合併などの企業組織再編を行った場合は、別途書類が必要。

！！注意点！！

ハローワークに確認を求めてから、書類が返送されるまでの間に約2週間(4月、5月は1ヶ月程度)かかります。確定申告期限に間に合うようご注意ください。

返送

確定申告

達成状況の確認を受けた「雇用促進計画-1」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告

注1) 平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主様の雇用促進計画提出期限は10月31日となります。

注2) 雇用計画達成状況の確認先は、事業所所在地を管轄するハローワークとなります。

中小企業緊急雇用安定助成金 ・雇用調整助成金 ～変更点のご案内～

① 助成金上限額の変更

★ 休業等の予定期間の初日が8/1以降の申請分から適用

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の助成額は「1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度」とされています。現在の最高額は7,505円ですが、雇用保険基本手当日額は毎年8月1日に見直され、今年は7,890円に増額変更となりました。休業等の予定期間の初日が平成23年8月1日以降の申請分から助成金の上限額が次のとおり増額となりますので、支給申請の際はご注意ください。

現行上限額		8/1以降の申請分から
7,505円	⇒	7,890円

② 支給対象者の変更

★ 判定基礎期間の初日が平成23年7月1日以降の申請分から

被保険者期間が6ヶ月未満の労働者は、支給対象者とはなくなりました。

変更の詳細については、6月号でご案内しております。新たに雇い入れた方を助成金の対象者としていた企業様は再度、ご確認ください。

③ 申請用紙の変更

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の申請書式が7月1日に変わりました。

新しい書式にて届け出が必要になりますので、ご注意ください。

- ・ 様式第5号(1) 休業等支給申請書
- ・ 様式第98号 支給申請確認書
- ・ 様式第97号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書

④ 支給要件の追加：電力使用制限の影響

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合のみ利用可能なため、電力使用制限または使用電力抑制により事業活動が縮小した場合は、原則として該当しません。

ただし、次の場合には経済上の理由による事業活動の縮小と認められ助成対象となります。

(1) 電力使用制限や使用電力抑制以外の経済上の理由による事業活動の縮小がある場合

例：電力制限により事業活動を縮小し、かつ風評被害により売上が減少した

(2) 電力制限などの影響が間接的である場合

例：取引先が電力使用制限や使用電力抑制を受けたことにより売上が減少した。

詳しくはメールまでお問い合わせください。

最低賃金引上額(予定)が発表になりました

中央最低賃金審議会小委員会は、10月以降の最低賃金額を全国平均で6円上げるという結論を出しました（※この額は都道府県ごとの地方最低賃金審議での審議を経て、正式決定となります）。

引上額(予定)

神奈川県:818円+18円 → **836円 予定**

東京都 :821円+16円 → **837円 予定**

今年の平均引き上げ額は、昨年(15円)の半分以下という、東日本大震災の影響が色濃く出たものとなりました。

神奈川県は **18円UP**と 全国で一番高い引き上げ額となる見込みですが、これによっても まだ生活保護者との逆転現象は解消しません。

昨年は7府県で生活保護給付との逆転を解消することができましたが、来年以降逆転解消が進むかは不透明です。経済が好転すれば差額を埋めることも可能ですが、生活保護の給付水準も毎年上昇しています。生活保護で受け取る給付額が最低賃金よりも高い場合、働かないほうが得をするという状況になります。

しかし、最低賃金引き上げには中小企業の生産性を伸ばし、競争力をつけるのが大事だと考えます。最低賃金適用の時期・額が審議会で正式決定しましたら、改めて紙面でお伝えして参ります。

最低賃金確認用計算式

(1)時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2)日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(3)月給の場合

月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

熱中症対策チェックリスト

今年の夏は節電対策で空調の利用を制限されている企業様も多いのではないのでしょうか。既に熱中症対策を取られていると思いますが、今一度チェックリストでご確認下さい。

1. 自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？
2. 労働者に、透湿性・通気性のよい服装や防止を着用させていますか？
3. 作業中の巡視を行っていますか？
4. 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？
5. 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？
6. 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？

厚生労働省の熱中症対策パンフレットより抜粋

◆◇熱中症かな？と思ったら◇◆

- ①涼しい場所へ避難させる ②衣服を脱がせ、身体を冷やす ③水分・塩分を与える

自力で水を飲めない場合や意識がない場合は、直ちに救急車を！

スタッフコラム

【せんべい汁プロジェクト】に取り組んでいます！



当日の様子です。(株)ジュンムービングの河本社長も参加して下さいました。

私は Just Giving というファundraising サイトを利用して、東日本大震災の復興支援をしています。活動内容は「来年の3月11日までにせんべい汁を311食ふるまう」という目標にチャレンジすることです。先日は事務所で、せんべい汁を作りました。

私が利用している JustGiving というサイトは、自分がチャレンジする内容を決めて公表し、それに賛同した方々から寄付金をいただき、自分で選択した団体に寄付をするという仕組みになっています。私は個人でこの仕組みを利用しておりますが会社で一つのチャレンジに取り組み、復興支援

活動をするのはいかがでしょうか。また、チームを作ることも可能ですので、似た業種の企業様同士、お互いをフォローできる業種の企業様同士でチームを作って取り組むのも効果的かもしれません。各企業様の業態にあったチャレンジで日本を元気にしていけたらいいですね。

せんべい汁プロジェクト活動記録ブログ：<http://ameblo.jp/311senbeijiru/>

[山田]



事務所でみんなから誕生日をお祝いしてもらいました！
忙しい中、いつの間にみんな準備してくれたのか？時間外のサプライズな演出にびっくりだったのですが、節目の年齢に嬉しいお祝いでした。何歳の誕生日かは…
(ろうそくの数×10です)

代表社員 鎌倉

このたび、7月をもって一身上の都合で退職することになりました。約3年間、皆様には大変お世話になり、素晴らしい出会いに心より感謝申し上げます。どうか今後ともエールをよろしくお願い申し上げます。

社会保険労務士 瀧川 周平



夏季休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の通り夏季休業期間とさせていただきます。皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

平成23年8月11日(木)午後 ~ 15日(月)

なお16日(火)からは、平常通り業務を行います。